

議会改革推進特別委員長中間報告

平成26年2月28日

議会改革推進特別委員会における審査の経過及び結果について、中間報告を行います。

本特別委員会では、平成24年6月設置後、これまでに23回の特別委員会を開催し、平成25年2月に「議員活動の活性化に関すること」、「予算特別委員会と広報広聴特別委員会の常任委員会化について」、平成25年12月には、「通年議会の実施に関すること」、「反問権の導入について」の審査結果について、報告をしてきました。

今回は、「議員定数」と「議員報酬」に関することについて、審査した内容を申し上げます。

先ず、「議員定数に関すること」についてであります。議員定数は、地方自治法の改正により、定数の上限を人口に応じて定めていた規定が撤廃となり、現在では明確な基準がなく、各自治体の判断に委ねられているところです。

特別委員会では、判断の基準に、市の産業構造、人口、面積、財政規模、合併市町村数、小・中学校数を考慮した全国の類似団体との比較分析を行い、三次市における適正な議員定数は24名であるとの分析結果が得られました。

討論においては行財政改革の視点のみならず、市民の声が市政に十分に伝わり、市民全体の福祉向上に繋げるためには、現状維持とすべきとの意見が多くありました。更には22人まで削減すべきとの少数意見もありましたが、最終的には、「現状維持の26人又は24人に削減するのが妥当である」との結論に至りました。

次に、「議員報酬に関すること」についてであります。

議員報酬は、将来に向けて魅力のある三次市を創造するために、議員の資質向上と、次世代を担う優秀な人材を確保するためにふさわしい報酬額とされるべきであるが、現在の報酬額では議員活動に対して十分とは言い難く、報酬を上げて改善を図る必要があるとの意見が多くありました。

しかし、三次市の財政状況や民間の賃金、近隣市との報酬額の比較、景気動向

などを考え合わせれば、現状維持もやむ無しとの意見も出され、議論の結果、報酬額は現状維持とし、議員活動の充実と資質向上のために必要な政務活動費の増額を求めることといたしました。

以上、本特別委員会の審査の結果と状況について報告いたします。